

福井県報

第 2701 号
平成 28 年
2 月 16 日 (火)
火・金曜日 発行
1 月 1,800 円 郵送料共

目次

告示

○県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧(五八)六五・農村振興課)……………一

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(危機対策・防災課)……………二
○土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………四
○土地改良区の役員の就任(同)……………四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(砂防防災課)……………四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部会計課)……………六

告示

福井県告示第 58 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)

第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(越前中部地区 農業用排水施設(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 28 年 2 月 16 日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成 28 年 2 月 16 日から
平成 28 年 3 月 15 日まで
- 縦覧に供する場所
越前町役場

福井県告示第 59 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)

第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(越前中部地区 客土(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 28 年 2 月 16 日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成 28 年 2 月 16 日から
平成 28 年 3 月 15 日まで
- 縦覧に供する場所
越前町役場

福井県告示第 60 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)

第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(河端三ヶ地区 農業用排水施設(ため池等整備(大規模)(農業用河川工作物応急対策)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の

規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 28 年 2 月 16 日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成 28 年 2 月 16 日から
平成 28 年 3 月 15 日まで
- 縦覧に供する場所
鯖江市役所

福井県告示第 61 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)

第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(南越前東部地区 農業用排水施設(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

- 平成28年2月16日
福井県知事 西川 一誠
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成28年2月16日から
平成28年3月15日まで
 - 3 縦覧に供する場所
南越前町役場

福井県告示第62号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(南越前東部地区 客土(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

- 平成28年2月16日
福井県知事 西川 一誠
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成28年2月16日から
平成28年3月15日まで
 - 3 縦覧に供する場所
南越前町役場

福井県告示第63号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(南越前東部地区 暗渠排水(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

- 平成28年2月16日
福井県知事 西川 一誠
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成28年2月16日から
平成28年3月15日まで
 - 3 縦覧に供する場所
南越前町役場

福井県告示第64号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(美浜地区 農業用排水施設(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から

起算して15日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

- 平成28年2月16日
福井県知事 西川 一誠
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成28年2月16日から
平成28年3月15日まで
 - 3 縦覧に供する場所
美浜町役場
若狭町役場

福井県告示第65号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(美浜地区 暗渠排水(中山間地域総合整備)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、福井県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

- 平成28年2月16日

- 福井県知事 西川 一誠
- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧に供する期間
平成28年2月16日から
平成28年3月15日まで
 - 3 縦覧に供する場所
美浜町役場

こ 知

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年2月16日
福井県知事 西川 一誠

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務(以下「調達役務」という。)の名称および数量
福井県防災情報ネットワーク施設保守点検業務 一式
 - (2) 委託場所
福井県福井市大手3丁目17-1他
福井県全域
 - (3) 委託内容
入札説明書、設計書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (4) 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下単に「資

格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の審査申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日において現に県による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成12年4月1日以降に、元請(共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。)として、中央政府機関または地方政府機関との請負契約において、同種程度の無線設備の保守点検業務を受注した実績を有している者であること。
- (4) 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者が在籍しており、適宜、当該調達業務の補助・支援に配置することができ体制を有していること。
- (5) システムに障害が発生した際、迅速に作業員を派遣し復旧対応が可能な体制を有していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関係している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1

福井県安全環境部危機対策・防災課
電話0776-20-0311

(2) 入札説明書等の交付は、上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書に定める様式)に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

平成28年2月16日(火)9時から平成28年2月29日(月)17時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフアンールに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県安全環境部危機対策・防災課

イ 提出方法

持参または郵送すること。郵便による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

5(2)と同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

5(3)と同様とする。なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の提出期間

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

平成28年3月28日(月)8時30分から平成28年3月29日(火)16時まで

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

アと同様とする。

(3) 開札の日時および場所

ア 日時

平成28年3月30日(水)10時30分

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁10階1001会議室

7 入札方法

落札の決定に当たっては、入札額として

入力された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、この入札に係る落札者の決定の結果は平成28年度予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三

グループ

電話 0776-20-0253

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required
Maintenance service, routine check

and other duties for Radio

communication network

(2) Date, Time of Bidding

10:30, March 30, 2016 (Time-limit for the submission of tenders 16:00,

March 29, 2016)

(3) Period of Contract

1st of April 2016 to the 31st March

2017

(4) Contract point for the notice

Crisis Management and Disaster

Prevention Division, Fukui

Prefectural Government, 3-17-1 Ote,

Fukui City, Fukui Prefecture, 910-

8580 Japan.

TEL 0776-20-0311

松ヶ鼻土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成28年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成28年2月16日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住所
理事	美濃 美雄	越前市大屋町26-14
"	杉本 次大	越前市小野谷町50-13
"	宗近 一磨	越前市北町12-2-1
"	高藤 巧	越前市畑町12-11-2
"	西山 恒雄	越前市平林町12-35
"	大塚 与四郎	越前市向新保町35-4-1
"	増永 治男	越前市北町41-33
"	小柳 茂兵衛	越前市杉崎町11-10
"	宮本 茂	越前市中新庄町48-2-3
"	市川 弥作	越前市横町29-4
"	川崎 藤寿	越前市塚町34-26
"	井上 武敏	越前市高木町40-30
"	塚崎 真淵	越前市小野谷町52-55
監事	杉本 寛重	越前市庄田町14-14
"	河端 清治	越前市塚町20-21
"	片岡 恒夫	越前市北町41-25
"	石本 忠則	

市川 正喜 越前市中新庄町52-2

松ヶ鼻土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成28年2月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成28年2月16日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住所
理事	美濃 美雄	越前市大屋町26-14
"	杉本 寛重	越前市小野谷町52-55
"	石本 忠則	越前市北町41-25
"	平野 由治	越前市横町29-43
"	西山 恒雄	越前市畑町12-11-2
"	佐野 正行	越前市矢放町10-4
"	笠嶋 龍夫	越前市西谷町33-5
"	増永 治男	越前市向新保町35-4-1
"	辻川 吉弘	越前市北町44-1
"	尾形 清景	越前市三ツ屋町25-14-15
"	富坂 清博	越前市戸谷町93-38-1
"	高藤 巧	越前市庄町35-7
"	赤坂 靖治	越前市塚町32-25
監事	佐野 憲一	越前市矢放町15-16
"	塚崎 真淵	越前市高木町40-30
"	小柳 茂	越前市北町42-34
"	真田 権右衛門	越前市下新庄町53-78

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により公告する。
平成28年2月16日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務

」という。)の名称および数量

福井県河川・砂防テレメータ保守点検業務委託 一式

(2) 委託場所
福井県全域

(3) 委託内容

入札説明書、設計書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(4) 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日において現に福井県の指名停止措置または指名除外期間中でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 平成12年4月1日以降に、元請(共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。)として、中央政府機関または地方機関との請負契約において

、同種のテレメータの保守点検業務を受注した実績を有している者であること。

(5) 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者が在籍しており、適宜、当該調達業務の補助・支援に配置することができる体制を有していること。

(6) 機器に障害が発生した際、概ね2時間以内(小浜土木事務所管内については3時間以内)に作業員を現場に派遣できる応援体制を整備できる本店または支店を福井県内に有すること。

(7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社

会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう場合は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部砂防防災課
電話 0776-20-0482

(2) 入札説明書等の交付期間
平成28年2月16日(火) 10時から平成28年2月29日(月) 16時まで(日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)

(3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
5 資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムに

よる様式。なお、契約担当者の承認を得る紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書に定める様式)に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間
平成28年2月16日(火) 10時から平成28年2月29日(月) 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書の提出方法
① 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

② 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県土木部砂防防災課
電話 0776-20-0482
提出方法

持参、または提出締切り日時を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

平成28年3月28日(月) 8時30分
から平成28年3月29日(火) 16時まで

① 開札日時

平成28年3月30日(水) 10時

② 場所

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県庁9階土木部砂防防災課

7 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札に係る落札者の決定の結果は平成28年度予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

び通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

① 申請書の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元

年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課 総務事務第三グループ
電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:
Maintenance service,routine check

and other duties for Telemeter.

(2) Date,Time of Bidding:
10:00am,March30,2016(Time-limit

for the submission of tenders
16:00,March29,2016)

(3) Period of Contract
1st of April 2016 to the 31st March
2017

(4) Contact point for the notice:
Saboutousai Division, Fukui
Prefectural Government,3-17-1,

Oie,Fukui City,Fukui Prefecture,910-
8580,Japan

TEL 0776-20-0482

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。
平成28年2月16日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定職務の名称および数量
警察庁含清掃業務委託 一式

(2) 委託内容

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号または第8号に掲げる事業について、都道府県知事の登録を受けている者であること。

(4) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

である者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限って、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格の確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部警務部会計課 庁舎管理係

電話 0776-22-2880
内線2234

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書様式2）に必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成28年2月16日(火) 8時30分
から平成28年2月26日(金) 17時まで

(2) 申請書等の提出方法

① 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、

そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす

る。
② 紙入札による申請書等の提出先および提出方法
提出先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課 庁舎管理係
提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合

は簡易書留郵便とする。）

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。
(2) 入札書の提出期間
平成28年3月28日(月) 8時30分
から平成28年3月29日(火) 16時まで

(3) 開札日時

平成28年3月30日(水) 10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部 4階 入札室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当

する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札に係る落札者の決定の結果は、平成28年度予算発効時において生じる。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意する

こと。

(5) 契約書作成の要否

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 0 入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

(1) 申請者の受付時期

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

(2) 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Police Government Office Building
Administration Cleaning Service

(2) Date, Time of Bidding :

10:00A.M. March 30, 2016

(3) Period of Contract :

From 1st of April 2016 to 31st of
March 2017

(4) Contact point for the notice :

Building Administration Section,

Fukui Prefectural Police H.Q.

3-17-1 Ote, Fukui City, Fukui

Prefecture, 910-8515 Japan.

Tel 0776-22-2880

平成二十八年二月十六日印
平成二十八年二月十六日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県
榑竹下印刷所

☎ 三三三二番